

# 特定機能病院に対する立入検査結果（令和5年度）

## 立入検査の目的

- ・ 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

## 実施主体

- ・ 医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。  
（原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施。）

## 実施時期等

- ・ 特定機能病院88病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。

## 立入検査結果

- ・ 立入検査実施後、概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知。

# 特定機能病院に対する立入検査結果（令和5年度）

## 検査結果の内容

・令和6年3月31日現在、立入検査を実施した88病院に対して、検査結果を通知済み。

### 1. 実施結果

- (1) 指摘事項等があった病院 . . . . . **77病院**
  - ①「不適切な事項」を通知した病院 . . . . . 0病院
  - ②「検討を要する事項」を通知した病院 . . . . . 6病院
  - ③「口頭指摘事項」のあった病院 . . . . . 75病院（うち4病院が②と重複）
- (2) 指摘事項等がなかった病院 . . . . . **11病院**

### 2. 主な指摘（指導）事項

- 「検討を要する事項」 . . . . . **7件**
  - ①医療の安全管理のための体制の確保 (1件)
  - ②院内感染対策 (1件)
  - ③事故等報告書の作成、登録分析機関への提出 (2件)
  - ④その他 (3件)
    - ・職員の健康診断の実施について
    - ・輸血療法委員会の出席率について など
- 「口頭指摘事項」 . . . . . **188件**
  - ①医療の安全管理のための体制の確保 (23件)
  - ②職員研修の実施 (14件)
  - ③院内感染対策 (24件)
  - ④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保 (35件)
  - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等 (25件)
  - ⑥インフォームドコンセント、診療録 (4件)
  - ⑦情報提供受付窓口 (6件)
  - ⑧高難度新規医療技術・未承認新規医薬品 (7件)
  - ⑨患者相談窓口の設置 (2件)
  - ⑩管理者の業務の法令適合確保体制等 (5件)
  - ⑪その他 (43件)
    - ・第三者による病院機能評価について
    - ・職員の健康診断の実施について
    - ・輸血療法委員会の出席率について など

※ 指摘のあった病院に対しては、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。